

注意点

- 水害により破損した個所を現状復旧する修理、交換が対象です。
 - 床や壁の下地、断熱材などの悪臭 ⇒ 破損になる
 - ×浴槽やトイレ等、汚泥を拭き取って使用できるもの ⇒ 破損にならない
 - 浴槽やトイレ等の割れ ⇒ 破損になる
- 交換せざるを得ない場合、同等品への交換が条件です。
 - ※機能向上（グレードアップ・仕様変更）は対象になりません。
 - 例）電気温水器からエコキュートへの交換は対象外
- 畳、フローリング、クロス等の仕上材のみの修理は対象になりません。
- 縁側や押し入れの修理は対象外です。
- 壁の修理範囲は、浸水部分を含む範囲です。
（浸水高50cmで石膏ボードを交換する場合は、高さ1820mmまでの費用分が対象です）
- 特に屋根、柱、天井は当災害による直接的被害と確認できない場合は、対象になりません。
- 一体型ウォシュレット機能付き便器の交換は、同等品であってもウォシュレット機能部分に係る費用分は対象外です。（便器のみの費用が対象）
- 施工前写真で、破損個所が分からない場合は、「どこがどのように破損しているか」具体的な破損内容を写真台紙に記載（申告）ください。
- 給湯器、浴槽、便器等の設備を交換せざるを得ない場合、「修理ができない理由（交換理由）」を写真台紙に記載（申告）ください。又は故障証明書等を提出ください。
- 床下地修理の場合、床組みが見える状態を施工前写真としても大丈夫です。
- 施工中の写真を各手順毎に忘れずに撮影ください。
 - ※特に床、壁など、施工後に見えない分（床板材や根太、断熱材）については、特に注意して撮影ください。
 - 例）施工前写真→根太・断熱材交換写真→床下地材交換写真→施工後写真
- 見積書は応急修理の対象となる費用のみを記載してください。
（住宅の修理全体の内容を記載しなくていいです。）
- 修理完了報告期限は令和4年1月28日までです。
（期限に間に合わない場合は、事前にご相談ください）